

様式 1

事業報告書
(自：令和4年7月1日 至：令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 大谷歯科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 広島県広島市中区大手町二丁目7番26号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 25 年 9 月 5 日

(4) 設立登記年月日 平成 25 年 9 月 11 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	大谷 隆之	大谷歯科クリニック管理者
理 事	[REDACTED]	
理 事	[REDACTED]	
監 事	[REDACTED]	

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	大谷歯科クリニック	広島県広島市中区大手町 二丁目7番26号	

(2) 議決事項

- ① 第9期(R3.7.1～R4.6.30)の決算の承認および第10期(R4.7.1～R5.6.30)予算の決定
(令和4年8月7日の社員総会で決定)

以 上

様式 2

法人名 医療法人 大谷歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区大手町 2-7-26

財 産 目 録
(令和 5年 6月 30日現在)

1. 資 産 額	43,786 千円
2. 負 債 額	3,454 千円
3. 純 資 産 額	40,332 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	31,784
B 固 定 資 産	12,002
C 資 産 合 計 (A+B)	43,786
D 負 債 合 計	3,454
E 純 資 産 (C-D)	40,332

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 大谷歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区大手町2丁目7-26

貸 借 対 照 表

令和5年6月30日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	31,784	I 流動負債	3,394
II 固定資産	12,002	II 固定負債	60
1 有形固定資産	11,962	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	40	負債合計	3,454
3 その他の資産	0	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基金	14,000
		II 積立金	26,332
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	40,332
資産合計	43,786	負債・純資産合計	43,786

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 大谷歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区大手町 2 - 7 - 26

損 益 計 算 書

(自：令和 4 年 7 月 1 日 至：令和 5 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	82,857
2 事業費用	81,460
本来業務事業利益	1,397
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,397
II 事業外収益	1,179
III 事業外費用	60
経常利益	2,516
IV 特別利益	2,566
V 特別損失	0
税引前当期純利益	5,082
法人税等	1,000
当期純利益	4,082

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人大谷齒科クリニック
所在地 広島市中区大手町二丁目 7-26

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 なし

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
			不動産の賃貸	賃貸料の支払 (注)	4,800	前払費用	400

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 大谷歯科クリニック
理事長 大谷 隆之、殿

私は、医療法人大谷歯科クリニックの第10期（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、社員総会、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和5年 8月 20日

医療法人 大谷歯科クリニック

監事

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。